

鳥取市補助金カルテ

NO.	353	担当課	学校教育課	外線	0857-30-8411
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中学校文化事業補助金				
概要	鳥取市中学校文化連盟が実施する「鳥取市中学校合同文化祭」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H20	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	学校教育活動支援事業費					
R 7 予算	561千円					
R 7 予算 積算根拠	補助対象経費1,684千円×補助率1/3=561千円 R6決算見込みから補助対象経費を算出。R3~R4はコロナ禍のため実績なし。			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	427
				R 5	1	427
				R 4	0	0
				R 3	0	0
補助率・補助額		3分の1		上限額 設定なし		
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市中学校文化連盟				
交付要件	鳥取市中学校文化連盟が中学校の文化活動の充実、発展を図るために行う事業に対して補助を行う。				
対象経費	鳥取市中学校合同文化祭に係る会場借上料、会場整備費（看板作成等）、印刷製本費（プログラム・表彰状等）、消耗品費、生徒輸送費、楽器等運搬費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 鳥取市中学校合同文化祭の開催を継続して支援するため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	354	担当課	学校教育課	外線	0857-30-8411
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取県東部小学校教育研究会補助金				
概要	鳥取県東部小学校教育研究会が行う、調査研究事業等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	R3	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	学校教育活動支援事業費					
R 7 予算	967千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	補助対象経費2, 900千円×補助率1/3=967千円 過去実績及びR6決算見込みから補助対象経費を算出。			R 6 (見込)	1	833
				R 5	1	833
				R 4	1	830
				R 3	1	824
				補助率・補助額		
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県東部小学校教育研究会				
交付要件	研究会が実施する次に掲げる事業。 （1）教職員の指導力・実践力の向上 （2）教科に関する調査研究 （3）領域及び専門職に関する調査研究				
対象経費	報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 使用料及び賃借料				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告時の実地検査で事業内容が判別できる資料や領収書等を確認している。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 実績報告時に実地検査で領収書等を確認している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	355	担当課	学校教育課	外線	0857-30-8411
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金				
概要	鳥取市中学校文化連盟に所属する中学校の全国大会又は中国大会へ出場する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H26	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	学校教育活動支援事業費					
R 7 予算	1,170千円					
R 7 予算 積算根拠	対象経費 2,339千円(交通費、宿泊費、楽器運搬費)×1/2 過去実績から参加校数、生徒数を積算し、令和7年度中国大会開催地を考慮して補助対象経費を算出。			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	630
				R 5	1	1,000
				R 4	1	267
				R 3	1	880
補助率・補助額		2分の1		上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市中学校文化連盟				
交付要件	鳥取市中学校文化連盟に所属する中学校が全国大会又は中国大会へ出場する経費の補助。				
対象経費	全日本吹奏楽コンクール、全国中学校総合文化祭の派遣にかかる交通費、宿泊費、楽器等運搬費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告時の実地検査で事業内容が判別できる資料や領収書等を確認している。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	356	担当課	学校教育課	外線	0857-30-8411
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中学校教育振興会補助金				
概要	鳥取市中学校教育振興会が行う、教科別研究及び非行化防止研究の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	R3	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	学校教育活動支援事業費					
R 7 予算	345千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	補助対象経費690千円×補助率1/2＝345千円 過去実績及びR6決算見込みから補助対象経費を算出。			R 6 (見込)	1	345
				R 5	1	345
				R 4	1	345
				R 3	1	345
				補助率・補助額		
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市中学校教育振興会				
交付要件	鳥取市中学校教育振興会が実施する次に掲げる事業。 (1) 中学校教科別研究事業 (2) 中学校非行化防止研究事業				
対象経費	報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 使用料及び賃借料				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告時の実地検査で事業内容が判別できる資料や領収書等を確認している。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 実績報告時の実地検査で領収書等証憑書類を確認している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	357	担当課	学校教育課	外線	0857-30-8411
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中学校体育連盟補助金				
概要	鳥取市中学校体育連盟の活動に要する経費のうち、大会派遣、東部地区中学校体育連盟への負担金、中国大会開催費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費
歳出事業名	学校教育活動支援事業費				
R7予算	9,947千円				
R7予算 積算根拠	・県内大会 4,771千円×2/3 ・全国、中国大会 13,072千円×1/2 ・中国大会開催費、負担金 230千円×10/10 過去実績から補助対象経費を算出。			過去実績	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1 6,976
				R5	1 11,860
				R4	1 13,580
				R3	1 11,731
補助率・補助額	2分の1（一部3分の2、10分の10）			上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市中学校体育連盟				
交付要件	生徒の体位の向上と体力の増進を促進する鳥取市中学校体育連盟の活動に要する経費の補助。				
対象経費	派遣費（県中学総体、県中駅伝大会、県スポレク祭、全国・中国大会にかかる旅費・宿泊費）、東部地区中学校体育連盟への鳥取市負担金及び中国大会開催費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告時の実地検査で事業内容が判別できる資料や領収書等を確認している。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 直ちに補助率を1/2に改めることによる影響が大きいことから、段階的に1/2へ近づけていくこととしている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	特定団体への交付のため、補助率2/3や10/10のものについては、率の見直し(1/2以下)もしくは上限額の設定を検討する。

鳥取市補助金カルテ

NO.	358	担当課	学校教育課	外線	0857-36-6060
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市Wi-Fiによるインターネット接続環境整備費助成金				
概要	市立小・中学校に在席する児童・生徒の保護者に対し、ICT活用による学校との連絡や、オンライン授業が受けられる環境を整備するため、家庭でWi-Fiによるインターネット接続環境の整備に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策 1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	G I G Aスクール構想事業費					
R 7 予算	100千円					
R 7 予算 積算根拠	上限額 10千円×10件			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	11	100
				R 5	7	70
				R 4	5	50
				R 3	11	105
補助率・補助額		10, 000円		上限額	10千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	令和2年4月1日以降、交付申請日の属する年度の前年度以前において市立小・中・義務教育学校に通う児童生徒がいなかったインターネット接続環境のない家庭。ただし過去に本助成金を受けた者は対象外。
対象経費	機器購入費、電気工事費、通信料、利用料
精算方法	事業完了後に申請するため、精算なし（申請時に実績等を確認）。
実績確認	補助金交付申請書とともに提出された領収書等で確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	359	担当課	学校教育課	外線	0857-25-3060
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市フリースクール利用料助成事業補助金				
概要	県教育委員会より「出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている施設または教育支援センターに通う経費を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策 1102）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	R3	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	児童生徒支援事業費					
R 7 予算	4,262千円					
R 7 予算 積算根拠	【上限額】通所費 13,200円/月 交通費・実習費 3,000円/月（小学生）、 6,000円/月（中学生） 上限額を基に、過年度実績を踏まえ見込み額を算出。			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	68	5,632
				R 5	28	1,921
				R 4	19	1,771
				R 3	17	1,519
補助率・補助額		10分の10		上限額 13千円		
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	フリースクールまたは教育支援センターに通所する児童生徒の保護者等で、次の各号のいずれにも該当する者 （1）児童生徒及び親権者が鳥取市に住所を有すること。（2）その他対象経費の補助を別に受けていない者。				
対象経費	通所費、通所に係る交通費、実習費				
精算方法	事業完了後に申請するため、精算なし（申請時に実績等を確認）。				
実績確認	補助金交付申請書とあわせて提出される領収書等で確認。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 上限額を設けており、フリースクールによっては通所費の1/2以下の助成となるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-